

## 令和2年度事業計画

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

駐車場の量的充足がほぼ達成しつつあるなか、まちづくり計画と連携した駐車場の配置など都市計画や交通計画を踏まえた駐車場のあり方が求められている。また、情報通信技術などの進展は、駐車場事業に新たなビジネススタイルをもたらし、駐車場事業自体のあり方を変えつつある。

一方、自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えつつあるといわれ、CASE、すなわち自動運転、シェアサービス、EVなどの話題が日々報じられ、また、移動サービスとしてのMaaSの中に自動車も含むモビリティ全体が組み込まれていく勢いにある。

駐車場が交通の結節点としてどのような進化を求められるか予測が難しいものの、この時代の潮流の中で業界が生き残り、更なる成長を目指すためには、国等の政策や駐車場に関連する新たな動きを常に注視し即応せねばならず、そのため協会としては、価値ある情報を広く受信し、会員にタイムリーに発信していく必要がある。

また、協会内に新たな風も吹き込み、会員相互の情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に必ず寄与すると考え、本年度は活動基本方針として下記6つを重点に置き、協会活動を実施していく。

### 1. 活動基本方針

- (1) 組織活性化の更なる強化（情報交換・意見交換等）
- (2) 広報機能の強化（情報収集・情報発信の強化継続）
- (3) 新規会員の入会促進（各地協会段階での新規会員拡充活動の支援）
- (4) 協会独自事業の強化（団体パーキング保険・全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」）
- (5) 国土交通省他関係官庁との良好な関係継続及び各種施策への協力
- (6) 協会事務局事務所のスムーズな移転の実施

### 2. 理事会活動

理事会は、4月、6月、翌年1月に理事会を開催することとする。（年3回）

臨時理事会は従来通り必要に応じて開催する。

### 3. 委員会活動

- (1) 委員会は総務委員会外、計8委員会をもって構成する。
- (2) 各委員会は理事会の補助機関として協会の直面する課題について、それぞれ所掌する事項について調査・研究を行うとともに必要な対応をとる。
- (3) 委員会相互に関連する事案については、関係委員会を合同で開催する。
- (4) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題等に対応するため、必要に応じ理事会の承認を得て特別委員会を設置する。

### 4. 組織活動

- (1) 各地協会との情報交換・意見交換を行い、連携を深める。また、各地協会での新規会員拡充活動や各種事業活動に対する支援を強化する。
- (2) 全日駐規格「汎用（共通）駐車サービス券」利用地区他に対して、協会の目的、入会の意義・メリット

等を説明し、協会への入会、地区協会としての加盟を促す。(秋田、浜松、八戸等)

- (3) 各地協会のない地域の駐車場事業者等に対して、個人会員、準会員、賛助会員として入会を促す。新たな技術・新たなスタイルで駐車場ビジネスに取り組む事業者等への勧誘を強化する。
- (4) 組織に新たな風を吹き込むべく、新たな技術・新たなスタイルで駐車場ビジネスに取り組む会員等の協会活動への積極的な参加を促す。
- (5) 団体パーキング保険の加入者ヒアリング等を通して、必要に応じて見直しを行い、加入促進を図る。募集にあたって、周知徹底の仕方を再検討する。
- (6) 各種研修会や見学会等を会員同士の情報交換・意見交換の場として積極的に活用するとともに、ネット等を利用した情報交換・情報発信の場を検討する。
- (7) 各地協会及び個々の会員に対して、駐車場の経営やマネジメントに関するコンサルタントや学識経験者等の紹介、会員相互のマッチング業務を推進する。
- (8) 令和4年をめどに地方で通常総会を開催する下準備として、開催予定地区の選定と準備を開始する。

#### 5. 調査研究活動・技術活動

- (1) 駐車場料金調査については変化しつつある駐車業界の状況に即した調査項目等に見直すと共に、調査経営委員会の議論を反映させ調査分析を更に深めるようにする。(予約駐車対応の調査項目追加等)
- (2) 対外ネットワークを拡大し、駐車業界に関係する新技術・新ビジネスや直面する経営課題などに関する調査研究を行う。主な対象は次の通り。
  - ①情報通信技術等の活用による駐車場関連の新ビジネス
  - ②ETCを含むキャッシュレス対応
  - ③駐車場最新機器、リニューアル事例、駐車場の安全性・セキュリティ対策、バリアフリー対応、環境・景観関連など駐車場事業に関する情報
  - ④CASEやMaaSなどモビリティや駐車場に関連する周辺情報及び新たなフェーズに進んだ段階での路外駐車場やロードサイドの役割変化
  - ⑤海外情報
- (3) 国土交通省他関係官庁の駐車場関連施策等について情報収集を行う。主な対象は次の通り。
  - ①駐車場法
  - ②まちづくりと連携した駐車場施策
  - ③附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策
  - ④バリアフリー対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止
- (4) 全日駐規格「汎用(共通)駐車サービス券」については、PMC規格利用地域の全日駐規格利用地域への編入作業を進める(豊橋、金沢、富山など)とともに、新規導入地区を増やすべく市場情報収集と導入サポートを行い(旭川・福井など)、普及促進に注力する。
- (5) 駐車場関連データの国際標準化に関するISOの国内分科会に参加し、必要な場合、会員へ情報提供を行う。

#### 6. 教育研修活動

各種研修会等については、新技術や新たなビジネスモデルなど、会員に役立つテーマを取り上げるなど企画内容の充実に努める。

#### 7. 広報活動

- (1) 情報収集及び情報発信力を高めることにより、協会の広報機能を強化する。機関誌「PARKING」とホー

ムページそれぞれの特徴を生かした有効な情報発信を行い、必要に応じて機関誌・ホームページのブラッシュアップを検討、実施する。また、会員宛て情報提供や連絡手段としてメールの積極的利用を検討する。

- (2) 協会会員・関係機関・その他対外的なネットワークを広げ、機関誌「PARKING」への寄稿及び情報提供等の協力依頼を行うことにより、発信内容の充実を図る。
- (3) 各地駐車協会への取材等を通じ、各地区の状況や問題点・課題等の把握に努め、機関誌やホームページにて情報共有する。
- (4) 国土交通省他関係官庁による駐車場に関連する各種施策などの情報を逐次各地協会へ発信する。
- (5) 消費税インボイス制度等の駐車場経営に関わる税制等を周知する。

#### 8. 駐車場案内標識設置活動

駐車場案内標識はドライバーに対する利便性、違法路上駐車の防止、道路交通の円滑化など、その有益性をアピールし、引き続き普及促進及び維持管理に努める。(東京、仙台、埼玉、横浜の計4協会)

#### 9. 関係官庁の推進する施策への協力

国土交通省他関係官庁との良好な関係を継続し、施策への協力に加え、各種委員会等に参加し、意見具申を行う。(バリアフリー関連、自動車盗難等)

以上